石綿障害予防規則第４条の２第１項第３号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物（案）について（概要）

１　制定の趣旨

○　石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）第３条第１項において、事業者は、建築物等の解体等の作業を行うときは、石綿等の使用の有無について調査することが義務付けられている。

○　今般、厚生労働省における「建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会」の議論を踏まえ、当該調査（以下「事前調査」という。）の結果を、労働基準監督署長に報告することを石綿則において義務付けることを予定している。これに関連して、石綿等が使用されているおそれが高いものとして当該報告の対象とする工作物を定める告示を制定する。

２　告示の内容

事前調査の結果等の報告対象とする工作物について、以下のとおり規定する。

- 反応槽
- 加熱炉
- ボイラー及び圧力容器
- 配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。）
- 焼却設備
- 煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。）
- 貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く。）
- 発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。）、変電設備、配電設備及び送電設備（ケーブルを含む。）
- トンネルの天井板
- プラットホームの上家
- 遮音壁
- 軽量盛土保護パネル
- 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板

３　根拠法令

石綿障害予防規則等の一部を改正する省令による改正後の石綿則第４条の２第１項第３号

４　告示日等

告 示 日：令和２年７月上旬（予定）
施行期日：令和４年４月１日（予定）